介護保険料フローチャート

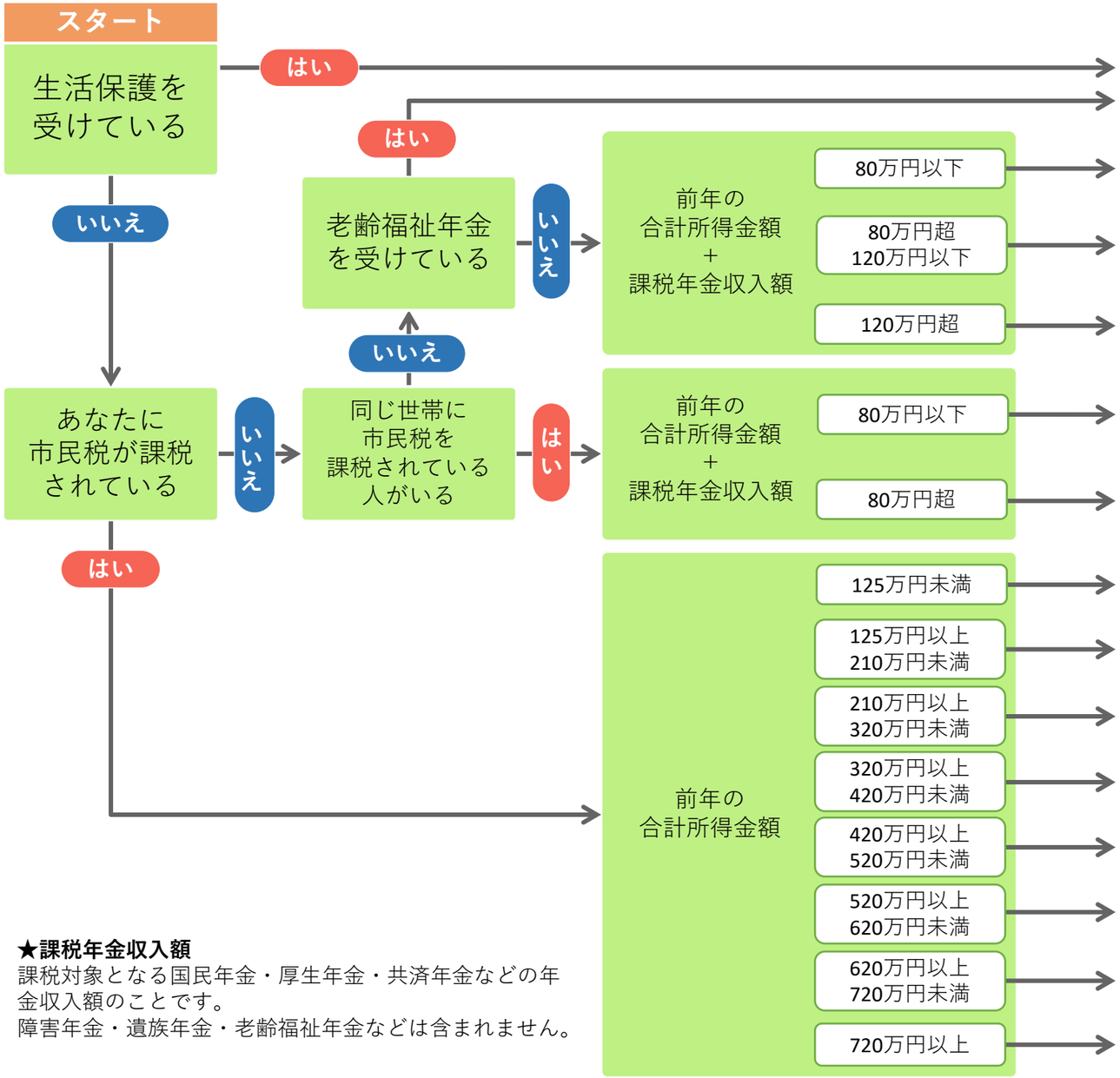

★課税年金収入額
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。
障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

令和6年度の介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額（月額）
第1段階	• 生活保護を受給している人 • 本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 • 本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円以下の人	基準額×0.285	20,520円（1,710円）
第2段階	• 本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	34,800円（2,900円）
第3段階	• 本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が120万円超	基準額×0.685	49,080円（4,090円）
第4段階	• 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	64,440円（5,370円）
第5段階	• 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円超の人	基準額×1.00	71,640円（5,970円）
第6段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.20	85,920円（7,160円）
第7段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	93,120円（7,760円）
第8段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	107,520円（8,960円）
第9段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	121,800円（10,150円）
第10段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	136,080円（11,340円）
第11段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	150,480円（12,540円）
第12段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	164,760円（13,730円）
第13段階	• 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	171,960円（14,330円）

★合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
第1～5段階については上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額（その他の合計所得金額）を用います。
第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。